

# まず基本態度を明示 著作権制度改正に際し 文部省に意見書を提出

既報の通り、文部省では五月一日「著作権制度審議会」を設け、委員三十名を委嘱し、現行著作権法全面改正の審議を開始いたしました。当協会では文部省よりの要請にこたえ、本問題についての出版業界としての意見をまとめ、既に第一次（四月十二日）第二次（六月十四日）意見書を文部省（社会教育局長あて）に提出いたしました。とくに第二次意見書では、改正の根本的態度についての当協会の考え方を明らかにし、保護

## 著作権制度の改正に関する意見書（第一次）

昭和三十七年三月三十一日付文部省第一四九号より、著作権制度の改正について当方の意見の提出を求められました。左のようにお答え申し上げます。

当協会としては、今回文部省設置法の一部改正の実現により、いよいよ著作権制度審議会の発足を見ることがとなり、かねて待望されておりました著作権制度の全面的検討に着手されましたことをお喜び申し上げます。

さて貴方より意見を求められました「著作権法に関する問題」

「著作権に関する仲介業務に関する問題、実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する問題」は、いずれも出版界に重要且つ複雑な問題をもちあわせたものであり、かつ、これらについて具体的な意見を申し述べる用意が未だたのこっていることを残念に存じます。

## 著作権制度の改正に関する意見書（第二次）

当協会におきましては、去る四月十二日付の意見書において申し上げましたように、かねて著作権制度の改正について検討を重ねてきておりますが、その主要な問題点に関し一応左記のように意見をとりまとめましたので、ここに具申いたします。

一、著作権法改正の根本的態度について

申すまでもなく、著作権法は公共福祉、文化の発展のために著作者の人格権・著作権者の財産権を保護すると同時に、利用者との著作権者と使用者双方の利害に密接な関係を有する法律であり、したがってまた文化と経済の両者にかかわる法律であります。

ところが現行法においては、権利者の保護に偏り使用を享受の側面が十分に顧られていない憾みがありますので、現代のべき法改正に当たっては、現代の社会情勢及び将来予測されるわが国文化の発展に適切に対処しうるように、公益と私益との間の公正な調整が実現されることを強く要望いたします。

このためには、現行法各条の実施によって各種権利者及び国民を享受する利用者及び現実にとりどのような状態にあるか、その人格的・文化的・経済的利害得失がどうなっているか等について、広範且つ精密に調査され、さらに改正によって権利と使用の關係にどのような影響が生ずるかについて、予断されるおろかさりの詳細な調査が行なわれることを強く要望いたします。

二、保護期間について

著作権の保護期間は、いづれでもなく著作権者の利益を保護するために設定されるものであり、したがって、その規定（延長または短縮）に当たっては、権利使用の状況や国民の影響を十分に考慮した上で、国民の文化的・経済的得失の観点から決定されなければならない。つまり、合理的な保護期間というものは公益と私益との調整点に成り立たなければならない。

三、保護期間について

以上、著作権法の改正に際して当協会としての意見を具陳しましたが、申すまでもないことながら、一、著作権法が理想的に改正されたとしても、これに關係の深い他国内法がこれに十分であれば、折角の努力も所期の効果を発揮しがたく、国民の利益にもなりませんので、ひろく国民の無体財産権の保護、公益の増進、文化の向上といふ観点から、これらの関連ある他法規の改正にも考慮を及ぼされることを希望いたします。

当協会は、先に述べましたように、出版文化を業とする者の立場から、著作権法、殊にその出版条項（第二章）の改正の問題点について目下鋭意研究を重ねており、出版権の保護と充実、それと著作権者及び他の使用者との關係の妥協な調整の法的具現はいかにあるべきかを検討し、行く行くは出版権法ないし出版契約法の立案についても構想を進めつつあります。

これらの点に際し今後審議の進展に伴ない逐次意見を具申いたします。

つということができましよう。

最近、著作権の第二次使用の範囲はいちじるしく拡大される傾向にあり、また著作権の使用は隣接的権利の範囲（音楽に限らず）にまで拡大されつつあり、このような使用關係の多面的な發展は、著作権の保護期間についても新たな規正の契機を生むものであると考えられます。

また、現在著作権を有する全著作物のうち、保護期間の延長によつて経済的利益を得るもの数は果たして何パーセントであるか、その利益の程度ないし頻度はどのくらいのものであるかを考へるならば、むしろ保護期間の延長を問題とするよりも、公有によつて国民の利益を確保することの方が賢明ではないかと考えられます。

さらに、第五項で申し上げますように、保護期間は当然外國著作物の著作権にも適用されますので、外國著作物は、国内著作物よりも三十年以上のものを使用する頻度の多い現状からは、むしろ国内の著作権者を益する方が多いという結果になります。

このようなことから、保護期間については、三十年で充分であると考へられます。

## 三、著作物の第二次使用について

現行著作権法の出版権に関する各条では、使用者の権利が正当に保護されていない点が多々見られるので、中でも第二次使用に際しての第一次使用者

の保護といふ点には全く触れられていません。

通常出版物にあっては、第一次使用者は著作者に勝るとも劣らぬ熱意と多大の負担をもつて著作物の複製頒布にあたりましたが、その努力の積み重ねがもたらした成果の上に、第二次使用者（出版に限らず翻訳、放送、映画、上演録音等一切を含む）は比較的、容易に複製を行なうことができます。この際の第一次使用者の権利はほとんど認められていないのが実情であります。

最近、複製方法の範囲の拡大にはめざましいものがあるのですが、この際第一次使用者の権利が確保されるならば、そのために却つて第一次使用者による第二次使用の促進がなされ、そのために著作物の複製回転率は増大し、著作権者も利することになると思われま。

なお右に關しては、第一次使用者は出版ばかりとは限らず、広く各種の第一次使用者についても適用されることも考へられます。

## 四、出版権の保護について

現行著作権法の出版権に関する条項（第二章）が出版権を保護し、これと著作権との關係を調整するといふ見地からみてきわめて不十分であり、また現状にそぐわないものとなつて、この改正の明らかなであります。

その改正の問題点については前第三項の第二次使用のほかに多数指摘することができまが、例えは出版権について各種

の登録をしなければ第三者に対する対抗要件が得られないという規定は、今日ほとんど空文化してあり、これを現実に即した有効な合理的な方法に改めることが必要となつております。それは例えは国会図書館法に基づいた納本をもつて登録に代るといふことなども一案かと考へられます。

五、翻訳権について

現行著作権法第七条の翻譯權に関する条項は、現在までわが国の文化向上に役立ち國民を益すること多大なものがありません。わが國は、文化國家といふもの、残念ながら文学芸術の面でも、また音楽、放送、映画等の面でも、またまた文化輸入といわざるをえません。従つて、この点の改正については具体的数字を調査の上、とくに慎重な態度で臨まれるよう希望いたします。

六、挿画、写真、応用美術等の著作権について

1 カット、グラフ、図版、グラフィック、デザイン等、最近では現行著作権法の内容規定では不明な著作物が多く、またそれらの扱いについても明確な規定がありません。そのため紛争が起つて、その例もあり、これらの点についての検討も十分必要と考へられます。

2 写真については、最近では技術も進歩し、現行の著作権法では不備と思われる点が多いので、典型的著作物の著作権

との關係、肖像権、人格権との關係、原写真と複製写真との關係等について明確な改正を希望いたします。

3 応用美術、工業的・服飾的デザイン、レイアウト、圖案等については、現行法では著作権の範囲に含まれておりませんが、最近では技術の進歩と利用範囲の拡大、さらに著作権思想の普及等により、いろいろの問題を起してきておりますので、適切な法的処置を希望いたします。

七、隣接権について

「実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する条約」いわゆる隣接権条約については、出版關係としても、最近音出誌（ワノシート）やソノシートを用いた全集出版等相当量が刊行され、深い關係を持って来ております。

現行著作権法においては、演劇、歌唱、レコードの三つについては基本的に隣接権ではなく著作権を認められており、放送事業者についても一部の権利を認められております。従つて隣接権と称されている諸権利については、著作権制度全般から見て実情に即した適切な規定を考へるという方向に進むべきではないかと考へます。

## 八、仲介業務について

著作権の仲介業務は、著作物の第二次使用の範囲が拡大し、著作権の使用が多面的且つ複雑となるにつれて、ひとり音楽に限らず、他の分野においても、

われることが望ましく、それらの調査もたらす成果こそ、改正立案の基礎となるものであると信じます。

またわが國の著作権法においては、わが國の権利保護が第一に尊重されるべきであることは申すまでもなく、著作権關係の国際条約に加盟することによって、まず右の前述の上に立つて國際文化交流または外國におけるわが國民の権利の保護が配慮されるものであると思われま。したがって著作権法改正の場合ももちろん、國際条約との關係においても、この点で本方願望の結果にならないよう各方面からの慎重な検討が必要であり、國民の得る利益よりも外國権利者の得る利益の方が多しとか、國際條約に加盟せんがために著作権法のある条項を改正し、それが却つてわが國の實情にそぐわず、國民の利益に反するといふような、望ましくない結果をたらすことのないようになければなりません。

以上、著作権法の改正に際して当協会としての意見を具陳しましたが、申すまでもないことながら、一、著作権法が理想的に改正されたとしても、これに關係の深い他国内法がこれに十分であれば、折角の努力も所期の効果を発揮しがたく、國民の利益にもなりませんので、ひろく國民の無体財産権の保護、公益の増進、文化の向上といふ観点から、これらの関連ある他法規の改正にも考慮を及ぼされることを希望いたします。

当協会は、先に述べましたように、出版文化を業とする者の立場から、著作権法、殊にその出版条項（第二章）の改正の問題点について目下鋭意研究を重ねており、出版権の保護と充実、それと著作権者及び他の使用者との關係の妥協な調整の法的具現はいかにあるべきかを検討し、行く行くは出版権法ないし出版契約法の立案についても構想を進めつつあります。

これらの点に際し今後審議の進展に伴ない逐次意見を具申いたします。